

# 公益社団法人 SV リーグ

## 表彰規程

### 第1条〔目的〕

本規程は、規約第80条に基づき、公益社団法人SVリーグ（以下、「SVL」という。）の表彰に関する事項について定める。

### 第2条〔クラブ表彰〕

(1) SVL は、SV.LEAGUE レギュラーシーズンの戦績およびポストシーズン（チャンピオンシップ）の結果に基づき、理事会において次の表彰者を選考し、賞金および記念品を授与する。

- ① チャンピオンシップ優勝：賞金 3,000 万円（税込）、チャンピオントロフィー
- ② チャンピオンシップ準優勝：賞金 1,000 万円（税込）
- ③ チャンピオンシップベスト 4-T（優勝、準優勝クラブを除く、セミファイナル出場でレギュラーシーズン戦績上位のクラブ）：賞金 500 万円（税込）
- ④ チャンピオンシップベスト 4-B（優勝、準優勝クラブを除く、セミファイナル出場でレギュラーシーズン戦績下位のクラブ）：賞金 250 万円（税込）
- ⑤ レギュラーシーズン優勝：賞金 1,000 万円（税込）

(2) SVL は、理事会の決議に基づき、年間の育成普及活動が他の範に値すると認められるクラブを「最優秀育成クラブ賞」として讃え、記念品を授与することができる。

(3) SVL は、理事会の決議に基づき、年間の地域貢献活動が他の範に値すると認められるクラブを「最優秀社会連携クラブ賞」として讃え、記念品を授与することができる。

### 第3条〔リーダーズ表彰〕

SVL は、レギュラーシーズンの個人技術成績に基づき、賞金および記念品を授与する

- ① トップスコアラー：最多得点を記録した選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品
- ② トップスパイカー：アタック決定率部門で首位の成績の選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品
- ③ トップサーバー：サーブ部門で首位の選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品
- ④ トップブロッカー：ブロック率部門で首位の選手に贈られる。賞金 30 万円（税

込)、記念品

- ⑤ トップサブレシーバー：サブレシーブ部門で首位の選手に贈られる。賞金 30 万円（税込）、記念品

#### 第 4 条〔個人表彰〕

- (1) SVL は、SV リーグレギュラーシーズンおよびチャンピオンシップの戦績に基づき、次の各賞を選考し、賞金および記念品を授与する。なお、第 8 号はグリーンカードの獲得 5 枚以上/年を対象とし、また第 8 号乃至第 9 号について該当者がいない場合は表彰なしとする。

- ① レギュラーシーズン MVP：賞金 100 万円（税込）、記念品
- ② レギュラーシーズンベスト 6：賞金 30 万円（税込）、記念品
- ③ レギュラーシーズンベストリベロ：賞金 30 万円（税込）、記念品
- ④ レギュラーシーズンベストレシーブ：賞金 30 万円（税込）、記念品
- ⑤ レギュラーシーズン優勝ヘッドコーチ賞：賞金 50 万円（税込）、記念品
- ⑥ チャンピオンシップ MVP：賞金 100 万円（税込）、記念品
- ⑦ 最優秀新人賞：賞金 20 万円（税込）、記念品
- ⑧ 最優秀フェアプレー：記念品
- ⑨ MIP 賞：記念品

- (2) 前項の受賞者は、代表理事（チェアマン）（以下、「チェアマン」という。）が決定する。

#### 第 5 条〔特別表彰〕

SVL は、第 2 条乃至第 4 条の他に、理事会が特に必要と認めた個人および/またはクラブの年間の活動実績に対して表彰することができる。

#### 第 6 条〔功労者表彰〕

- (1) SVL は、SVL の発展に特に功労のあった者に対して表彰し、記念品を授与することができる。
- (2) 前項の表彰者は、SVL に加盟するクラブが推薦する者の中からチェアマンが選考した者、もしくはチェアマン自らの推薦する者に対して、理事会が決定する。

#### 第 7 条〔SV リーグアウォーズ〕

- (1) SVL は、チャンピオンシップ終了後速やかに SV リーグアウォーズ（以下「アウォーズ」という。）を行い、クラブや選手等の年間活動を労い、公に表彰する。
- (2) アウォーズには、次の各号が出席する。
  - ① SVL 役員および実行委員
  - ② 受賞クラブの代表者

- ③ 受賞選手
- ④ その他の受賞者
- (3) 前項の出席者の交通費および宿泊費は、旅費規程に基づき、SVL が負担する。ただし、受賞者が海外から移動する場合は、次の各号を SVL が負担する。
  - ① 国外から国内および国内から国外の移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
  - ② 国内での移動にかかる交通費（旅費規程に基づく）
  - ③ 国内での宿泊費（旅費規程に基づく）ただし、3 泊分を上限とする）
- (4) アウォーズには、SVL が指定する関係者を招待することができる。
- (5) 前 2 項は、アウォーズをオンライン開催とする場合には適用しないものとする。

#### 第 8 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第 9 条〔施行〕

本規程は 2024 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附則

〔制定〕

2024 年 5 月 15 日 制定

〔改正〕

2024 年 9 月 11 日

2025 年 7 月 1 日